

平成 29 年 2 月 25 日

新潟県後期高齢者医療広域連合議会  
2 月定例会会議録

新潟県後期高齢者医療広域連合議会

新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2月定例会

平成 29 年 2 月 25 日

---

◎ 議事日程 第 1 号

平成 29 年 2 月 25 日（土曜日）午後 1 時 30 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第 1 号 専決処分について
- 第 4 議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 9 議案第 7 号 平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 10 議案第 8 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 第 11 議案第 9 号 平成 29 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 12 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

ページ

|       |  |   |
|-------|--|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について                               | 4 |
| 日程第 2 | 会期の決定について                                    | 4 |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 専決処分について                             | 5 |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について | 5 |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等            |   |

|        |        |  |    |
|--------|--------|--|----|
|        |        | に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・                              | 5  |
| 日程第6   | 議案第4号  | 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・        | 5  |
| 日程第7   | 議案第5号  | 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・          | 5  |
| 日程第8   | 議案第6号  | 平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)について・・・・・・・・・・        | 5  |
| 日程第9   | 議案第7号  | 平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について・・・・・・・・・・ | 5  |
| 日程第10  | 議案第8号  | 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について・・・・・・・・・・               | 5  |
| 日程第11  | 議案第9号  | 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について・・・・・・・・・・        | 5  |
| 日程第12  | 一般質問   | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                               | 21 |
| (追加日程) | 議案第10号 | 監査委員の選任について・・・・・・・・・・                                  | 26 |

◎出席議員(28人)

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 志田 常 佳  | 丸山 広 司  | 草間 敏 幸 |
| 笹川 信 子  | 五位野 和 夫 | 湯浅 佐太郎 |
| 久保田 陽 一 | 浅野 一 明  | 川田 一 幸 |
| 木原 大 輔  | 尾形 修 平  | 大岩 勉   |
| 渡辺 幹 衛  | 佐藤 涉    | 駒形 信 雄 |
| 石川 恒 夫  | 渡辺 一 美  | 腰越 晃   |
| 渡辺 栄 六  | 青木 順    | 武石 雅 之 |
| 松原 良 彦  | 山口 周 一  | 諸橋 和 史 |
| 高橋 政 喜  | 石田 タマエ  | 石垣 喜一郎 |
| 松浦 春 次  |         |        |

◎欠席議員(2人)

|        |       |
|--------|-------|
| 笠原 幸 江 | 伝 信 男 |
|--------|-------|

◎説明のため出席した者

|        |        |
|--------|--------|
| 広域連合長  | 篠田 昭   |
| 副広域連合長 | 渡邊 廣 吉 |

|        |         |
|--------|---------|
| 事務局 長  | 野 本 信 雄 |
| 業務課 長  | 高 橋 浩 二 |
| 業務課長補佐 | 牛 木 浩太郎 |
| 総務係 長  | 遠 藤 滋   |
| 企画係 長  | 荒 木 千 里 |
| 医療給付係長 | 小 松 浩 之 |

---

◎職務のため出席した者

|        |         |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 八 木 明   |
| 議会事務局員 | 小 林 正 芳 |
| 議会事務局員 | 田 鍋 哲 也 |

---

午後1時30分 開議

**○議長（志田常佳）** 開議に先立ち、諸般の報告をいたします。

内容につきましては、お手元に配付のとおり、監査結果の報告です。

監査委員より、昨年9月から本年2月までに行われた定期監査の結果及び例月現金出納検査の結果についての提出があり、議長においてこれを受理しておりました。

監査及び検査の結果、計数等はいずれも正確で、出納事務についても適正であると認められたというものです。

ここにご報告申し上げます。

---

**○議長（志田常佳）** これより、平成29年新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員は28名であり、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定により、定足数に達しております。

---

△日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（志田常佳）** それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において、笹川信子議員及び松浦春次議員を指名いたします。

---

△日程第2 会期の決定について

**○議長（志田常佳）** 次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

- 
- △日程第3 議案第1号 専決処分について
  - △日程第4 議案第2号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
  - △日程第5 議案第3号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
  - △日程第6 議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
  - △日程第7 議案第5号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
  - △日程第8 議案第6号 平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
  - △日程第9 議案第7号 平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
  - △日程第10 議案第8号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
  - △日程第11 議案第9号 平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（志田常佳） 次に、日程第3、議案第1号「専決処分について」から日程第11、議案第9号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」までを一括議題といたします。

広域連合長の説明を求めます。

◎広域連合長（篠田昭） 議長。

○議長（志田常佳） 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、説明〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 広域連合長の篠田です。

議案第1号から第9号について、説明させていただきます。

初めに、議案第1号、「専決処分について」です。

これは、新潟県市町村総合事務組合規約の変更に関する専決処分の報告です。

新井頸南広域行政組合が本年3月31日をもって解散し、新潟県市町村総合事務組合を脱退することに伴い、構成団体である本広域連合においても、当規約の改正が必要になったものであります。

新潟県市町村総合事務組合の 国に対する許可申請期限までに変更する必要があり、昨年12月5日付けで専決処分をさせていただいたものです。

次に、議案第2号、「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」です。

国の保険料軽減特例の見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴い、改正を行うものであります。

内容は、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として実施されてきた保険料軽減措置について、制度の持続性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、その一部を見直し、本則に戻すとともに、所得の少ない方に係る保険料の均等割額を減額する基準を緩和し、対象を拡大するものであります。

次に、議案第3号、第4号についてですが、国の制度改正に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第5号についてです。

旅費条例に関して、新潟県及び県内市町村との均衡を図るため、「日当」を「旅行雑費」に改め、支給額を減額するものであります。

次に、議案第6号、「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,919万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億717万9千円とするものであります。

次に、議案第7号、「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」です。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,844万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,616億1,320万1千円とするものであります。

次に、議案第8号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

について」です。

広域連合の運営に係る事務経費を計上するものですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億4,998万7千円と定めるものです。

次に、議案第9号、「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」です。

後期高齢者医療制度の給付事務に係る経費を計上するものですが、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,632億7,759万3千円とし、一時借入金については、借入れの限度額を200億円と定めるものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

**○議長（志田常佳）** なお、この際、事務局長から本件についての補足説明の発言を求められておりますので、これを許可します。

**◎事務局長（野本信雄）** 議長。

**○議長（志田常佳）** 野本事務局長。

〔野本事務局長、自席、説明〕

**◎事務局長（野本信雄）** それでは、補足説明をさせていただきます。

失礼して、こちらの席から、着席にて説明をさせていただきます。

あらかじめ、議案書と併せて送付しております資料、「平成29年2月定例会提出議案の概要」についてという冊子により、ご説明をさせていただきます。

お手元にご用意をお願いいたします。

おもてから5枚目の緑色の仕切紙の次のページ、「議案第2号関係資料」をご覧ください。

議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由であります。国の軽減特例の見直し並びに軽減判定基準の拡大に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正概要の1つ目ですが、現在、特例措置として実施されている低所得世帯及び元被扶養者に適用されている保険料軽減について、見直しを行うことによるも



のであります。

具体的には、低所得者、年金収入で 211 万円以下の方の所得割を 5 割軽減している特例について、平成 29 年度には 2 割軽減とするとともに、平成 30 年度には本則どおり、軽減なしとするものであります。

また、後期高齢者医療制度加入直前に、協会けんぽなど被用者保険の被扶養者であった方に適用される均等割軽減については、制度加入から継続して 9 割軽減としてきたものを、平成 29 年度には 7 割軽減、平成 30 年度には 5 割軽減とし、平成 31 年度には、本則どおり、「制度加入から 2 年のみ、5 割軽減」とするものであります。

改正概要の 2 つ目ですが、「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正に伴い、現在、条例で設定されている低所得者に係る保険料の「均等割額軽減判定基準」を緩和し、軽減対象者の範囲の拡大を図るものであります。

次の灰色の仕切り紙の次のページ、「議案第 3 号関係資料」をご覧ください。

議案第 3 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正にあわせて、当広域連合の関係条例を、改正概要に記載の内容で改正をするものでございます。

オレンジの仕切り紙の次のページ、「議案第 4 号関係資料」をご覧ください。

議案第 4 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、こちらも「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正にあわせ、当広域連合の関係条例を同様に改正するものであります。改正内容は記載のとおりであります。

次に、青色の仕切り紙の次のページを開いてください。

「議案第 5 号関係資料」でございます。

議案第 5 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

一部改正の理由ですが、新潟県及び県内市町村の同規定との整合を図るため、整備を行うものでございます。

改正内容は、記載のとおりであります。

次に、うす紫色の仕切り紙の次のページ、「議案第6号関係資料」をご覧ください。

議案第6号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」をご説明いたします。

金額については、特に申し上げるもの以外は、記載のとおりでありますので、読み上げを省略させていただきます。

補正予算額は、2,919万6千円の追加で、前年度事業費の確定に伴い特別調整交付金及び前年度繰越金の確定に伴う共通経費負担金等の精算に係る経費を補正するものであります。

中ほどの「歳入予算」でございますが、「分担金及び負担金」、「繰越金」、「諸収入」については、平成27年度の決算確定に伴い精算を行うものであります。

繰り越した共通経費負担金は、当該年度の負担金に充当、剰余金は繰越金に充当するほか、国保連合会からの返還金は諸収入として計上いたします。

なお、次のページの29ページの「共通経費負担金内訳資料」は、補正後の各市町村別負担金の金額を記載しておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、戻っていただきまして、「歳出予算」ですが、「総務費」の説明欄に記載の償還金は、前年度の長寿・健康増進事業の特別調整交付金清算分及び、共通経費負担金清算分を各市町村に返還する経費として、2,919万6千円を増額するものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

次に、黄色の仕切紙の次のページの、「議案第7号関係資料」をご覧ください。

議案第7号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ご説明をいたします。

補正予算額は、8,844万5千円の追加であり、特別調整交付金の清算及び前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加等について補正をするものでございます。

「歳入予算」ですが、「繰越金」及び「諸収入」につきましても、前年度決算確定額に基づく繰越金及び国保連合会の返還金の計上であります。

次に、「歳出予算」についてですが、「総務費」の「医療財政調整基金経費」は、前年度繰越金から前年度交付金の精算に必要な経費などを控除した残額を、医療財政調整基金に積み立て、翌年度以降の保険給付費に充当するものであります。

「諸支出金」の償還金は健康診査事業などに係る平成27年度の特別調整交付金の精算金を計上したものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

次に、青色の仕切紙の次のページ、「議案第8号関係資料」をご覧ください。

A3横の用紙が織り込んでございます。

議案第8号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」主なものをご説明いたします。

一般会計の予算総額は11億4,998万7千円であり、前年度に比べ1億7,304万円、17.7パーセントの増となっております。

「増減の主なもの」について、ご説明いたします。

右側の上段に記載しておりますが、1つ目は、特別会計事務費繰出金の増であります。

これは、特別会計における医療費通知の実施や、電算システム改修等の経費を一般会計から繰り出すことによる増加でございます。

2つ目は、特別調整交付金事業に係る医療費通知の郵送料など医療費適正化関連の補助事業の増加によるものであります。

左側の「歳入予算」から、主なものについてご説明いたします。

「分担金及び負担金」は、共通経費負担金として、11億3,170万3千円を各市町村からご負担していただくものであります。

35ページに、議案第8号参考資料として負担金の市町村別の内訳を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

33ページに、またお戻りいただきたいと思っております。

「国庫支出金」は、後発医薬品普及啓発のための広報経費に係る補助金や、医療懇談会の開催・臓器提供意思表示カード作成に係る特別調整交付金として、1,782万1千円を計上しております。

次に、右側の「歳出予算」について、主なものをご説明いたします。

「総務費」につきましては、説明欄に記載しておりますように、事務局運営費や、特別会計の事務経費に対する繰出金としての「一般管理事務費」を計上、また、総務課等職員に係る人件費負担金などの経費としての「職員派遣関係経費」を計上しております。

後発医薬品使用促進等の経費としての「後期高齢者医療制度事業費補助事業分」や、医療費通知郵送料、広報物作成など「特別調整交付金事業費補助事業分」の経費も計上させていただいております。

金額につきましては、それぞれ記載のとおりとなっておりますので、読み上げは省略いたします。

以上で、議案第8号の説明は終わります。

次に、ピンク色の仕切紙の次のページ、「議案第9号関係資料」をご覧ください。

議案第9号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」主なものをご説明いたします。

特別会計の予算総額は、2,632億7,759万3千円であり、前年度に比べ77億121万5千円、3.0パーセントの増となっております。

「増減の主なもの」について、ご説明いたします。

右側の上段に記載しておりますが、増加の要因の1つ目は、新規事業によるもので、全受診者を対象として、ご自身がかかった医療費をお知らせする事業を実施することによる増でございます。年3回、はがきによりお知らせをいたします。

2つ目は、療養給付費になりますが、一人当たりの医療給付費の増加を見込んだことによるものです。

記載のとおり、一人当たりの医療給付費は、平成28年度は69万2,106円と算定しておりましたが、平成29年度は69万9,996円として算定をしております。

3つ目は、その他健康保持増進事業であります。また、「低栄養・重症化予防業務」として、低栄養の改善に向けた訪問相談を、新規に実施することにより、経費が増加するものであります。

左側、「歳入予算」から、主なものについてご説明いたします。

「市町村支出金」のうち「保険料等負担金」については、市町村で徴収いただく保険料と、低所得者に対する保険料軽減分の市町村負担分であります。

「療養給付費負担金」については、歳出の療養諸費のうち、審査手数料を除く経費の12分の1を各市町村からご負担いただくものであります。

なお、各負担金の市町村別の内訳は、39ページの別紙、【A】欄から【C】欄をご覧くださいと思います。また後ほどご覧くださいと思います。

37ページにお戻りいただきたいと思います。

「国庫支出金」「県支出金」「支払基金交付金」につきましては、療養給付費などの経費を基に、法令で定められた、それぞれの負担割合による負担額でございます。

何れも、被保険者数の増加や一人当たり医療給付費の増加が増額の要因となっております。

「繰入」についてですが、「事務費繰入金」は、医療給付に係る事務経費の財源を一般会計から繰入れるものであります。

その下の「医療財政調整基金繰入金」は、保険料の上昇を抑えるための財源と

して医療財政調整基金から繰入れるもので、金額についてはそれぞれ記載のとおりであります。

次に、「歳出予算」でございますが、主なものについてご説明いたします。

「総務費」では、業務課職員の人件費、レセプト点検料、電算システム経費、後発医薬品差額通知事業を引き続き実施するための「医療費適正化推進事業費」を計上しております。

次の「保険給付費」は、「療養諸費」として給付する、「療養給付費」「食事・生活療養費」などであり、「高額療養諸費」や、葬祭費を給付する「その他医療給付費」なども計上させていただいております。

「保健事業費」では、市町村からご協力いただきながら実施しております健康診査事業及び歯科健康診査事業の経費のほか、低栄養・重症化予防にかかる経費、国の特別調整交付金を財源として市町村が実施する長寿・健康増進事業への特別対策補助金の経費を計上させていただきます。

金額については、それぞれ記載のとおりであります。

以上で、議案の補足説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長（志田常佳）** それでは、これより、議案第1号「専決処分について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号「専決処分について」を採決いたします。

本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第2号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

**◆五位野和夫** 議長。

**○議長（志田常佳）** はい。

もうちょっと待ってください。

**◆五位野和夫** はい。

**○議長（志田常佳）** 質疑をする際は、通告した内容の範囲内での質疑とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

また質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

五位野和夫議員。

**◆五位野和夫** はい。議長。

**○議長（志田常佳）** はい。五位野君

[五位野議員、登壇、質疑]

**◆五位野和夫** 柏崎の五位野です。

議案第2号、「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」質疑をさせていただきます。

本議案は様々な、これまでの軽減措置の見直しがされている案でありますけれ

ども、附則第 15 条では被扶養者であった被保険者への 9 割軽減の特例軽減措置は見直され、7 割軽減となることとなります。という案であります。

これにより、これまでの軽減の措置が引き下げられ、保険料が上がるものと理解しておりますけれども、保険料が上がるものは、何人見込んでいるかお聞きいたします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 五位野和夫議員のご質問にお答えいたします。

被扶養者であった方への軽減特例が見直され、「9 割軽減」から「7 割軽減」となることで、影響を受ける方は、約 4 万 8 千人と見込んでおります。

○**議長（志田常佳）** これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

五位野和夫議員。

◆**五位野和夫** 議長。

〔五位野和夫議員、登壇、討論〕

◆**五位野和夫** ただいまの議案第 2 号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」反対の討論を行います。

本条例案は附則第 15 条において、これまで、制度加入前日まで、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割額の軽減制度の見直しがされ、9 割軽減であったものを 7 割へと、軽減率の引き下げを行うものであります。

同時に低所得者に対する 5 割軽減、2 割軽減の均等割額の軽減対象判定基準については、若干の引き上げがありました。この点は良とするものでありますけれども、附則第 15 条については、この軽減措置は制度発足当時、大きな批判が広がるなかで「高齢者の立場で、きめ細かな対応」として導入されたものと承知しております。

この制度は高齢者の経済的負担を少しでも軽減して、受診の機会を保障するものとして設けられたはずであります。

高齢者の暮らしは楽になるどころか、いっそう悪化しているのが現実であります。いまでも経済的理由で必要な診療に行かない高齢者も少なくありません。

新年度において、どこに保険料の軽減を緩和し、負担を増やすことを正当化できる要素があるのでしょうか。

今ほどの質疑の中で、この附則第 15 条の変更によって 4 万 8 千人の方々への影響があるという答弁がありました。

受診抑制に拍車をかける制度改悪は行うべきではないと考えます。

以上の理由から、本条案には反対するものであります。

**○議長（志田常佳）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 2 号「新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第 3 号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の



勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。  
通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論はなしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。  
本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。  
通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関

する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第5号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論はなしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第5号「新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第6号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第6号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第7号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」の質疑に入ります。  
通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論はなしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第7号「平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第8号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論はなしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第8号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

**○議長（志田常佳）** 次に、議案第9号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」の質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

五位野和夫議員。

〔五位野議員、登壇、討論〕

◆五位野和夫 柏崎の五位野です。

議案第9号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」反対の討論をいたします。

まず、後期高齢者医療制度そのものが、国民・高齢者に対してふさわしいものではないと考えます。

高齢者という点から見た場合、単身高齢者世帯であったり、年金生活者であったり、生活を維持するのが精いっぱい。生活費や公的負担の大変さで医療を受けるのを控えている傾向も収まらず、行政にかかわるものとして責任を感じているところでございます。

これらの根本問題は、いわゆるこの制度が75歳以上の方だけを対象にした仕組みとしたことに大きく関わっていると思います。

年齢で区切って、以前の医療保険から75歳という年齢で線を引き、一つの医療制度の中に強制的に囲い込んでしまうということ自体、根本的に問題があると思います。

75歳以上となれば、全体として医療費がかかる、そういう人達ばかりで医療保険を作れば財政的に非常に困難になってくる、年齢で区切るやり方自体が、根本的間違いだと思います。

この医療制度につきましては、保健事業など県広域連合も懸命に取り組んでいるところは本当に評価する、大変ご苦労だと思っています。

しかし、制度の問題と合わせて本議案は議案第2号で示された、保険料の軽減措置が見直され、実質負担増を前提した予算案ともなっている事であります。

高齢者を取り巻く環境が負担の軽減を見直す状況となっているとは思えません。

このことも併せて反対の理由として本案に反対いたします。

○議長（志田常佳） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「平成29年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。  
よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### △日程第12 一般質問

○議長（志田常佳） 次に、日程第12、「一般質問」を行います。

通告がありますので、発言を許します。

質問をする際は、通告した内容の範囲内での質問とし、通告した内容から外れることのないよう、お願いいたします。

また質問回数は3回までとなりますが、初回は登壇席から、2回目以降につきましては議席から発言をお願いいたします。

なお、申し合わせによりまして、あらかじめ発言時間の制限をいたしております。

発言時間は、1人15分以内、答弁を含めて30分以内となっております。

渡辺幹衛議員。

◆渡辺幹衛 はい。

[渡辺幹衛議員、登壇、質問]

◆渡辺幹衛 妙高市の渡辺幹衛です。

通告により、一般質問をいたします。

今後の後期高齢者医療について、連合長のお考えをお尋ねいたします。

高齢者の唯一の収入源である年金をカットする、その上、安倍政権では社会保障費の大改悪、保障制度の大改悪をねらっています。

高齢者をはじめ、全国各地の自治体からも悲鳴と抗議の声が上がり、国の社会保障的にも定めた、憲法どおりの施策を求めています。

「軍事費を削って、暮らしにまわす」ことが、今切実な課題です。

安倍政権は「社会保障の財源のため」として、2014年4月に消費税増税を強行しましたが、社会保障の充実、拡充どころか、削減を相次いで実施してきました。

昨年からは消費税再増税を延期したことを逆手に取り、予算が足りないとして、更なる大幅削減に乗り出してきました。

2017年度政府予算案は、社会保障費の自然増を1,400億円削減しています。

75歳以上の後期高齢者の保険料は、「所得割」の軽減措置が今年4月から縮小され、2018年度には廃止されます。

また、74歳まで扶養家族だった人の軽減措置、9割軽減などですが、2017年度に引き下げられ、保険料が大幅に上がります。

一方年金は、2017年度には物価変動に対応して0.1%削減。2018年度以降には年金カット法の適用で一層の抑制、削減が待ち受けています。

政府の発言の中にも「後期高齢者、高齢者は年金だけで暮らしている訳ではない」という暴言がありました。高齢者の多くは極めて低額な年金が唯一の収入源であります。どんどんカットされる年金から、介護保険料や後期高齢者医療保険料が天引きされ、医療費や介護保険の利用者負担も増えています。

政府は国民が負担した、高齢者が負担した後に、手元に生活できる資金が残る、そういうことを考慮してはいません。実際に最低生活費を切り詰める人も少なくありません。

生きる希望を奪い、憲法25条が保障する健康で文化的な生活を送る権利とは程遠い過酷な現実ではないでしょうか。

制度の導入時に「青天井」と批判された通り、後期高齢者医療制度の限界が明らかになっています。

例えば財源問題の高齢者負担率を見ても、当初は10%でスタートしましたが、「勤労世代と高齢者の人口比率で決定される」というマジックが潜んでいるため、平成28・29年度では11.03%となっています。この負担割合だけが閣議決定で変更されます。

まさしく少子高齢化の進行の「痛み」を高齢者に実感させようとする「思いや

り施策」そのものではないでしょうか。

さて、昨年8月議会において連合長は、「被保険者に過度の負担が生じないよう、国の動向を注視し、必要に応じて、全国の広域連合とともに、国に働きかけて参りたい」「制度は十分定着していると考えている」と答弁されました。その結果が新年度予算に示されている、「激変緩和」期間なののでしょうか。

そこで、3点お尋ねします。

1点目は軽減制度が大きく変えられますが、後期高齢者の命を守るために、この間、連合長は、具体的に、いつ、どのような内容で、どこに働きかけてきたかをお尋ねします。

2点目、内部留保が300兆円をゆうに越え、湯水のように膨れ上がる。そういう大企業に対し、法人税の減税、さらに米軍へ法的根拠もない「おもいやり予算」など、こそ見直し、高齢者の老後の安心を確保するためには、国の制度、負担割合を考える必要があります。成り行き任せで今後続けるのは困難だと思いますが、その点についてお尋ねします。

3点目、何度も申し上げますが、「社会保障は国の顔」です。社会保障に「自助・自立」を持ち込み、「見せしめ」のような後期高齢者医療制度そのものの廃止を国に求めてはどうか。以前からも何度も言っていますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上3点よろしくお願ひします。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常住）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 渡辺幹衛議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「今回の制度改正に対する広域連合の要望内容」についてお答えいたします。

今回の制度改正については、平成27年1月に決定した「医療保険制度改革骨子」に基づき、社会保障審議会医療保険部会で議論されてきたものでありますが、当広域連合では、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、平成27年6月と11月、平成28年6月と11月の4回、厚生労働大臣に



対し、「低所得者等に対する保険料軽減特例措置については、その生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は、平成 27 年 1 月に決定した、「医療保険制度改革骨子」で示された、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給等の完全実施を前提に、その時期、内容について再度検討し、被保険者の負担を最小限に抑え、急激な増加とならないよう、きめ細かな激変緩和措置と、国による丁寧な説明と周知を講ずること」、これを働きかけてまいりました。

次に「後期高齢者医療制度の今後」についてのお尋ねです。

国は、社会保障の充実・安定化及び、そのための安定財源確保と財政健全化を目指した「社会保障と税の一体改革」を進めており、後期高齢者医療制度をはじめとした医療保険制度の見直しを行っております。

当広域連合といたしましては、制度が継続して、安定的に運営できるよう、制度改革を着実に進めるとともに、ジェネリック医薬品の利用促進や重複・頻回受診の適正化事業、低栄養・重症化予防のための、いわゆるフレイル対策事業などを引き続き進め、医療費の適正化や被保険者の皆様の健康の保持増進に努めてまいります。

なお、今後の国の制度改正については、動向を注視しながら、必要に応じて、国に働きかけを行ってまいります。

次に、「後期高齢者医療制度の廃止を国に求めているかどうか」というご質問です。

国では「すでに制度は定着してきており、現行制度を基本としつつ、必要な改善を図っていく」としております。

当広域連合としても、制度は十分定着していることから、制度の廃止を国に求めることは考えておりません。

今後とも、被保険者の皆様が健康長寿でおられるよう、保健事業に取り組むとともに、必要なときに必要な医療を受けることができるよう、制度の安定運営に努めてまいります。

◆**渡辺幹衛** 議長。

○**議長（志田常佳）** 渡辺幹衛議員。

◆**渡辺幹衛** 今、連合長から丁寧に答弁いただきましたけど、先ほど議案での討論にもありましたように、病気がちな 75 歳以上の高齢者だけを集めた医療制度が、

それこそ、持続するのが非常に、手品より難しい。誰でもそう考えているから、当初、姥捨て山だとか、いろんな批判があったんだと思うんです。

それを何とかスタートさせるために9割軽減だとか7割軽減、制度を作ったんですよね。

だけど今、ほとぼり冷めて、定着しているといえはいいですけど、ほとぼりが冷めたころを目指して、元に戻そうとしている。9割軽減の保険料が軽減なしになれば、10倍になるんですよ、そのまま計算しても。

それで、再質問でお尋ねしたいんですけども。

これは新潟日報社の社説に載っているんですけど、「社会保障をお荷物と捉えるのではなく、必要な負担をしっかりと、高齢者・若者を問わず支えを必要とする人へきちんと分配する」、安倍首相で言う「分配と成長の好循環」ともあう道ではないかと、日報では書かれています。

こういう社説も出るほど、国民は不安に思っているんですが、今、連合長は「制度は定着している、だから廃止を求めるつもりはない」とおっしゃいましたが、こういう社説をどのように捉えておられるか、こういう社説が出ても、やっぱり制度が定着して、安定しているとお考えでしょうか。

◎**広域連合長（篠田昭）** 議長。

○**議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

〔篠田広域連合長、登壇、答弁〕

◎**広域連合長（篠田昭）** 私は新潟日報の社説について、とやかく論評する立場ではございません。そういう社説もあったな、ということであります。

◆**渡辺幹衛** 議長。

○**議長（志田常佳）** 渡辺幹衛議員。

◆**渡辺幹衛** はい。

元新潟日報論説委員さんだったのかと思いましたので、お尋ねしましたが、それは立場違いますから、新聞はどう書こうといいんですけど、このような声が

あるという事実をしっかりと捉えながら、今、制度の運用というか、この広域連合の事務執行に携わっていただきたいことを強く求めて質問を終わります。

答弁は結構です。

**○議長（志田常佳）** 以上をもって、一般質問を終結いたします。

---

△日程追加 議案第 10 号 監査委員の選任について

**○議長（志田常佳）** ただ今、広域連合長から議案第 10 号「監査委員の選任について」が提出されました。

ここで、本議案を配付いたします。

[議案の配付、報道関係者および傍聴人にも配布]

お諮りいたします。ここで、日程を追加し、本議案を議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

なお、本件は議員の除斥に該当いたしますので、地方自治法第 292 条において準用する同法第 117 条の規定により、渡辺一美議員の退場を求めます。

[渡辺議員 退場]

広域連合長の説明を求めます。

**◎広域連合長（篠田昭）** 議長。

**○議長（志田常佳）** 篠田広域連合長。

[篠田広域連合長、登壇、説明]

◎**広域連合長（篠田昭）** 議案第 10 号「監査委員の選任について」、説明させていただきます。

監査委員の選任につきましては、これまで、燕市議会より選出の渡邊雄三議員にその職を務めていただいておりますが、昨年 11 月 11 日をもって当広域連合議員を辞職されたことに伴い、その職についても退任となっております。

そこで、後任の監査委員につきましては、当広域連合規約第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、その選任について議会の同意をいただきたいということで提出するものであります。

後任の監査委員につきましては、魚沼市吉田 280 番地 4、渡辺一美議員を選任したいというものであります。

よろしくご同意をお願い申し上げます。

○**議長（志田常佳）** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようでありますので、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 10 号「監査委員の選任について」を採決いたします。

本件を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

〔渡辺議員 入場・着席〕

**○議長（志田常佳）** これで本日の日程は、全て終了しました。

以上で、平成 29 年新潟県後期高齢者医療広域連合議会 2 月定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 27 分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議長

志田 崇佳

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

笹川 信子

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員

松浦 春次

